

## 特記仕様書（総則編）

### （総則）

第1条 本特記仕様書は、（仮称）新産業廃棄物最終処分場建設工事（以下、「本工事」という。）に適用する。

2 本特記仕様書は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）を補完する。

3 本特記仕様書は、総則編、土木工事編、浸出水処理施設建設工事発注仕様書からなる。

### （工期）

第2条 工期は、令和12年3月31日までとする。なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季休暇を含んでいる。

### （工事数量）

第3条 工事数量は、別紙「工事数量総括（内訳）表」のとおりとする。

### （工程関係）

第4条 北側区画については、令和9年3月の先行開業を予定しているため、今後発注を予定している管理棟、計量棟、展開検査場、環境学習施設と現場が競合することから、監督員の指示により、工程調整を図ること。

第5条 本工事の作業時間帯は、下表のとおりとすること。なお、作業時間帯の変更を要する場合には、速やかに監督員と協議すること。

工種	作業時間帯	期間
全工種	作業開始 8時00分 作業終了 17時00分	全工期

### （工事用道路）

第6条 工事用車両の運搬経路は、処分場西側の新設道路が供用開始されるまでは、6号国道（油縄子交差点）～梅林通り～主要地方道日立常陸太田線～現場とし、他の経路は通行しないこと。また、梅林通りの工事車両通行は、午前8時30分より1日最大30台を原則とし、工程管理上やむを得ない事象がある場合は、監督員と協議することとする。

2 処分場西側道路が山側道路から供用開始された時は、6号国道（大みか町6丁目交差点）～山側道路～西側新設道路～現場とし、他の経路は通行しないこと。

3 工事車両の通行については、本工事の車両であることを明示し、安全運転を徹底すること。

4 地元調整の結果、工事用道路の安全対策を別途必要とした場合は、監督員の指示により、対策を講じること。

### （建設資材）

第7条 使用する材料について、共通仕様書に定める条件を満たすものが、県産材で確保できる場合には、その優先使用に努めること。なお、県産材とは、「茨城県内で

生産されたもの、または加工し製品化されたもの」をいう。

- 2 遮水工、漏水検知システムについては、今後実施する有識者を入れた（仮）施工管理小委員会において、材質・システム等を決定していくこととなる。

第8条 使用する資材のうち、下表の工種には、茨城県リサイクル建設資材を使用すること。なお、指定されたリサイクル建設資材の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。

工種	リサイクル建設資材	規格
道路設備工	再生加熱アスファルト混合物	図面・数量参照
道路設備工	再生路盤材	図面・数量参照
雨水排水設備工	再生コンクリート二次製品	図面・数量参照

第9条 発注者が支給する資材及びその保管場所は、下記のとおりとする。

支給する資材	工種	保管場所
盛土	路体盛土工 仮設道路工	羽黒山堆積場 裏山堆積場 7号堆積場（現場内）

（許可関係）

第10条 工区内において、廃棄物処理法（以下、「廃掃法」という。）の設置許可、開発行為許可手続きについて実施中であり、令和6年3月末までに許可取得が完了する予定である。なお、期日までに処理できないことが判明した場合には、速やかに発注者から受注者に対し通知することとする。

（建設機械）

第11条 使用機械のうち、バックホウ、ブルドーザ、振動ローラ、ラフテレーンクレーン、モータグレーダ、ロードローラ、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャーについては、工種に応じた排出ガス対策型の指定された基準値以上のものを使用すること。

- 2 排出ガス対策型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、排出ガス対策型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

第12条 使用機械のうち、バックホウ、ブルドーザ、アスファルトフィニッシャー、タイヤローラ、ロードローラについては、低騒音（低振動）型建設機械を使用すること。

- 2 低騒音（低振動）型機械の調達が困難な場合は、監督員と協議すること。なお、低騒音（低振動）型機械を使用しないこととなった場合、契約変更の対象となることがある。

（過積載の防止）

第13条 本工事の施工にあたっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (4) さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不正表示車等に土

砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に入りさせないこと。

- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- (6) 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為(過積載、さし枠装着車や不正表示車等の使用)を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (7) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (8) 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

(任意仮設工)

第14条 本工事の仮設工に関する仮設については、受注者の責任において決定し、施工すること。

- 2 受注者は、現地の状況を十分把握したうえで、本仮設工の安全性、経済性、細部構造等について十分検討すること。
- 3 上記の決定にあたっては、下記条件を遵守すること。なお、下記条件等に変更が生じる場合には、監督員と協議すること。
  - (1) 盛土材の運搬に支障がないように計画すること。
  - (2) 先行開業後の本工事に対して支障がないように計画すること。
  - (3) 先行開業後の事業運営に対して支障がないように計画すること。

(足場)

第15条 足場を使用する際は、手すり先行工法で組立・解体すること。

- 2 人の墜落防止措置として、二段手すり、幅木(つま先板)の機能を有する物を設置すること。また、物の落下防止措置として、幅木(つま先板)または防網を設置すること。
- 3 足場の種類・機材に応じたチェックリストにより、足場安全点検を実施し、その結果を現場完了まで保存しておくこと。

(交通誘導員の配置)

第16条 工事の施工にあたっては、交通誘導員4名を配置し、一般交通等に支障のないよう十分注意して施工すること。なお、交通誘導員は警備業者の交通誘導業務に従事する警備員とするとともに、配置については、監督員と協議すること。

(排水工)

第17条 仮設工における水替ポンプは、排水量40~120m<sup>3</sup>/hを想定しているが、湧水量に大幅な差が生じた場合は、監督員と協議すること。

(発生土の現場内利用) ※建設発生土再利用要領第6条(別紙1)参照

第18条 本工事における発生土については、下記により発生土を仮置きし、現場内で利用すること。

- (1) 仮置場所：現場(借地)
- (2) 土質：第2種以上
- (3) 土量：29,858m<sup>3</sup>(地山換算土量)

(4) 発生土の仮置きにあたっては、周辺環境に配慮し仮囲い及び資材であることを掲示する看板を設置等の必要な措置を講じること。

(発生土の工事間流用)

第19条 本工事は、工事間流用を行うこととし、下記の工事から受け入れる。

(1) 搬出元：7号堆積場（西側道路掘削分）、処分場南西側のトンネル工事

(2) 土質：礫質土・岩ズリ

(3) 土量：約160,000m<sup>3</sup>（地山換算土量）の見込み

(4) 運搬距離：片道運搬距離1km

(5) 受注者は、工事間流用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。

(6) 受注者は、搬入した場合は受領書を発行すること。

(建設汚泥の処理)

第20条 本工事から発生する建設汚泥については、土質改良後に本工事において再利用すること。

(コンクリート塊、アスコン塊の処理)

第21条 本工事から発生するコンクリート塊及びアスコン塊については、茨城県指定の再資源化施設に搬出すること。

(木くずの処理)

第22条 本工事において発生する木くず（伐採・伐根材）の処理については、下記のとおりとする。

(1) 本工事において発生する木くず（伐採・伐根材）は、東海村須和間1194-10（環境保全事業(株)）に搬入し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理すること。なお、片道運搬距離は24kmとする。

(2) 本工事において発生する木くず（伐採・伐根材）は、産業廃棄物であるため、現場内での埋立・焼却等による処分は絶対に行わないこと。

(刈草、剪定枝の処理)

第23条 本工事において発生する刈草、剪定枝の処理については、下記のとおりとする。

(1) 本工事において発生する刈草、剪定枝は、東海村須和間1194-10（環境保全事業(株)）に搬入すること。（処理費用については、15円/kgで積算している。）

(2) 本工事において発生する刈草、剪定枝の処理にあたっては、当該市町村の一般廃棄物の処理に関する条例を厳守し、野外焼却による処理は行わないこと。

(3) 下請業者が刈草、剪定枝を収集運搬する場合は、発生場所の市町村、処理施設のある市町村の一般廃棄物の収集運搬業の許可を要するので注意すること。また、その場合の下請契約は、産業廃棄物の扱いに準じて行うこと。（刈草、剪定枝は、一般廃棄物であるので、建設業法の下請契約のみでは適法ではない。）

(建設副産物実態調査)

第24条 建設副産物実態調査（センサス）の対象となる建設副産物の品目については、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」によりデータを入力し調査票を監督員に提出すること。なお、出力した調査票は、茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書第1編第1章総則1-1-1-19建設副産物第8項に基づく再生資源利用実施書及び再生資源利

用促進実施書の提出に代わるものとする。

(再生資源利用(促進)計画書及び確認結果票の掲示等) R5.5対応版

第25条 共通仕様書1-1-1-19第4項及び第5項に基づき作成した再生資源利用(促進)計画書(以下、計画書)を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は計画書の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

2 受注者は、資源有効利用促進法省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続き(土壌汚染対策法や条例の届出の要否等)を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場へ掲示すること。

3 計画書及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後5年間保存するものとする。

(建設リサイクル法に係る積算条件明示)

第26条 本工事は建設リサイクル法の対象工事である。本工事における分別解体・再資源化等については、下記の積算条件を設定している。なお、この条件は、契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであり、確認した内容が別の方法となった場合でも、契約変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情や、請負者の責によるものでない事項により、予定した条件によりがたい場合には、監督員と協議するものとする。

(1)分別解体等の方法

工程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(※1)
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※1 該当がない場合は記載の必要はない。

(2)再資源化をする施設の名称及び所在地(※2)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
コンクリート塊	岡本興業(株)	日立市諏訪町北ノ沢1562
アスファルト・コンクリート塊	—	—

※2 積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

(3)制約条件(搬入条件、仮置き条件等)

(再資源化等報告書)

第27条 分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、書面にて報告すること。なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実

施書は、この報告を兼ねることができる。

(改良材の使用)

第28条 本工事の路体盛土工に用いる改良材は、下記によること。

- (1) 安定処理工に用いる改良材はセメント系固化材とする。
- (2) 改良材の使用にあたっては、必ず材料使用届を提出し、監督員の承認を受けてから使用すること。

(用地幅杭の打ち替え)

第29条 用地幅杭のコンクリート杭への打ち替え(埋標)にあたっては、測量法を遵守し、必ず測量士、または測量士補の資格を有する者が行うこと。

- 2 用地幅杭の規格や設置方法については、監督員の指示に従うこと。

(不正軽油の使用防止)

第30条 本工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- (1) 現場で不正軽油を使用しないこと。
- (2) 現場で不正軽油を使用させないこと。
- (3) 不正軽油を購入しないこと。
- (4) 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- (5) 下請契約の相手方、または燃料納入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- (6) 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には、現場代理人が立ち会うこと。
- (7) 当該工事に関して、法令(地方税法等)に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

(低入札価格調査制度の対象工事)

第31条 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。

- 2 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- 3 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- 4 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 5 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約時に提出しなければならない。
- 6 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者と実際の下受注者が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。
- 7 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下受注者通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 8 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術

者または監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約となった工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。

- 9 低入札価格調査を経て契約した受注者が第6項、第7項に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等として指名停止等の措置を行うことがある。

(六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験))

第32条 本工事は、「六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)」の対象工事であり、下記に示す工種については、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出すること。

地盤改良工	中層混合処理工法	配合設計段階3検体
盛土工	安定処理工	配合設計段階3検体

- 2 試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員との協議により、契約変更の対象とする。

(電子納品の対象工事)

第33条 本工事は電子納品の対象工事であり、また、重要構造物を有する工事であるため、下記の内容を実施すること。

(1) 電子情報交換

受発注者間の協議関係書類の通知及び提出を、適宜従来様式に基づく書類に代えて電子メールにより行うこと。

(2) 成果品の電子納品

成果品について、電子媒体で納品する。

完成図電子納品対象工事であるため、完成図についても、電子納品すること。

(3) 電子納品保管管理システムへの登録(成果品の効率的運用)

電子化された成果品を、保管管理システムへ登録すること。

- 2 電子納品の対象とする成果品の作成については、「茨城県電子納品ガイドライン」に基づくこと。特に、工事写真、CAD図面の作成にあたっては、それぞれ「デジタル写真管理情報基準(案)」、「CAD製図基準(案)」に基づくこと。

- 3 成果品の提出部数は、電子納品媒体(CD-RまたはDVD-R)2部、製本1部とする。

ただし、製本による工事写真の納品に当たっては、ダイジェスト版とすること。

- 4 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。

- 5 その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議のうえ、発注者の指示に従うこととする。

(コリンズ(CORINS)への登録)

第34条 本工事は、コリンズの登録対象工事であるので、工事实績情報サービス(CORINS)への登録を行うこと。

(創意工夫等に関する実施状況)

第35条 受注者は、本工事において実施した自主的に実施した「創意工夫」、「社会性」に関する状況を茨城県土木部工事成績評定要領第5条第5項(別紙-6様式)に基づき提

出できる。

- 2 発注者は、受注者から提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評定にてこれを考慮する。

(総合評価方式の対象工事)

第36条 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。

- 2 本工事に関する若手又は女性技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者または下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。
- 3 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況の立会を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。なお、登録基幹技能者を配置した場合は、工事竣工日までに登録基幹技能者配置実績報告書（様式第16-2号）に証明書類を添付のうえ監督員に提出しなければならない。
- 4 本工事に関するICT施工技術の活用計画（以下、「活用計画」という。）が適正と認められ評価された場合、落札決定後に受発注者間で協議のうえ、活用計画に基づいて施工しなければならない。なお、協議により活用計画に変更が生じた場合は協議結果に基づく施工をすること。
- 5 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者のICT施工技術の活用状況が、評価した活用計画の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は受注者の負担とする。
- 6 受注者の責により計画どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は評価項目ごとに3点又は5点を減点する。なお、技術提案等も含めて1工事あたり複数の評価項目において減点対象がある場合、最大8点を上限として減点する。
- 7 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。
- 8 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下、「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は、技術提案等に基づいて施工しなければならない。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先することとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。
- 9 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- 10 提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく茨城県環境保全事業団が発注する工事に無償で使用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについては、この限りではない。
- 11 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督及び検査にあたって、受注者の施工内容が、評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は、これに必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。また、必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- 12 技術提案等に基づく施工を行った場合で、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係わ



る部分の確認は、工事竣工後においても引き続き存続するものとする。

- 1 3 受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評点を減ずる措置を行う。なお、工事成績評定点の減点は、5点減点する。
- 1 4 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

#### (労働安全衛生法等の遵守)

第37条 受注者は、共通仕様書1-1-1-34に基づき、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、特に次の事項に留意すること。

- (1) 受注者は、高所作業における作業床、囲い、二段手すり、幅木、防網の設置、作業員の安全帯の使用、悪天候時の作業禁止、照度の保持、踏み抜きの防止、不用のたて杭等における危険の防止、昇降設備の設置、墜落危険箇所の立入禁止等により、墜落・転落災害の防止措置を講じること。
  - (2) 受注者は、建設機械による作業に先立ち、当該建設機械の転落、地山の崩壊等による作業員の危険を防止するため、地形や地質の状況等を調査し、作業計画を定めてから作業を行うこと。また、作業中は、機械の制限速度、転落・接触等の防止、誘導者の合図、運転者が運転位置から離れるときの措置、機械の移送、搭乗・使用の制限、修理等について、関係法令を遵守すること。
  - (3) 受注者は、地山の掘削作業に先立ち、地山の崩壊や埋設物の損壊等により危険を及ぼすおそれのあるときは、作業箇所及び周辺の地山について調査し、掘削の時期及び順序を定めて作業を行うこと。また、土砂崩壊災害の防止等のため、手掘り掘削における掘削面の勾配や土止め支保工、防護網の設置、作業員の立入禁止、埋設物等による危険の防止、掘削機械等の使用制限、誘導者の配置、保護帽の着用、照度の保持等について、関係法令を遵守すること。
  - (4) 受注者は、建設機械の操作や玉掛け作業を、法令で定める免許を有する者、または技能講習や特別教育修了者に行わせること。
  - (5) 受注者は、掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を終了した者のうちから、地山の掘削作業主任者を選任しなければならない。
  - (6) 受注者は、土止め支保工の切り梁、腹起こしの取り付け、取り外し作業を行う場合、地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者のうちから、土止め支保工作業主任者を選任しなければならない。
- 2 受注者は、監督員より作業員の免許等の提示を求められたときは、協力すること。

#### (（仮称）施工管理小委員会の設置)

第38条 本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として（仮称）施工管理小委員会を設置し、学識経験者、発注者、設計者、施工者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想、施工条件等の情報共有を行うとともに、施工上の課題等について意見交換を行うこととなるため、施工者は、その会議に必要な資料の作成等に協力するものとする。

#### (現場環境改善の実施)

第39条 本工事は、現場環境改善実施対象工事であり、それに係る費用相当分を率計上している。

- 2 実施内容は、以下の項目ごとに1内容ずつ実施することとし、さらにいずれかの1項目のみ、もう1内容実施することで、合計5つの内容を実施すること。なお、現場

の状況等により、できない項目がある場合には、監督員との協議により実施内容を決定すること。ただし、その場合でも合計5つの内容は実施することとする。

項 目	実施内容
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の軽減
営繕関係	①現場事務所の快適化(女性更衣室の設置を含む) ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス(交通誘導員待機室) ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設の現場環境改善(電光式標識等) ②盗難防止対策(警報機等) ③避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン看板(各工事PR看板含む、プロジェクトボード除く) ⑤見学会等の開催(イベント等の実施含む) ⑥見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費等(地域行事等の経費を含む) ⑨社会貢献

3 受注者は、現場環境改善の実施内容を監督員に報告すること。

(設計変更ガイドラインについて)

第40条 設計変更等については、契約書第18条から第20条、第21条から第24条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン 令和3年8月」(茨城県土木部)によることとする。

(小黑板電子化について)

第41条 本工事の写真管理に当たり、電子小黑板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督員の承諾を得ること。

2 電子小黑板の使用に必要な機器・ソフトウェア等は、建設工事必携一写真管理基準(案)「2-2 撮影方法」に示す項目が電子的に記入できるものを受注者が選定すること。

3 工事費積算上の取扱においては、機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に含まれている。

- 4 電子小黒板の電子的記入を行った写真を納品する際は、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いるか、チェックシステム（デジタル工事写真信憑性チェックツール（※））を用い、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員に提出すること。

※URL : [https://dcpadv.jacic.or.jp/photofinder/pac\\_auth.php](https://dcpadv.jacic.or.jp/photofinder/pac_auth.php)

- 5 信憑性確認（改ざん検知機能）に当たっては、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト（CRYPTTREC 暗号リスト（※））」に記載している技術が使用されていることを確認すること。

※URL : <http://www.cryptrec.go.jp/list.html>

（ゴム製品等の品質確認等）

- 第42条 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下「ゴム製品等」という。）を用いる場合には、ゴム製品等に対して第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者）による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

製品及び材料名（代表的なゴム製品等の例）	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	
遮水シート	

- 2 必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名計測項目	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化試験熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

- 3 第1項により第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

（疑義）

- 第43条 本工事の施工及び設計図書等に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。